

令和6年度 第1回芽室町総合保健医療福祉協議会

と き 令和6年5月30日(木)

午後6時30分から

ところ 芽室町役場2階会議室7. 8

1 委嘱状交付

2 町長あいさつ

3 会長あいさつ

4 議題

(1) 令和5年度協議会運営状況報告……別紙資料1

総合保健医療福祉協議会所掌計画の概要と進行管理状況等について

(2) 令和6年度協議会活動概要……別紙資料2

ア 全体会議(年2回を予定)

(ア) 委員委嘱、個別部会の経過確認、個別計画の進行管理

(イ) 個別計画(1計画)の諮問・答申

イ 個別部会(5部会)

(ア) 現計画の進行管理

(イ) 個別計画案の策定に関すること(1部会)

(子ども・子育て支援事業計画)

5 参考資料

(1) 芽室町総合保健医療福祉協議会条例

(2) 芽室町総合保健医療福祉協議会条例施行規則



令和5年度協議会運営状況報告

令和5年度芽室町総合保健医療福祉協議会及び個別部会実績	1
全体会議所管	
① 『第4期芽室町総合保健医療福祉計画』進行管理	2
高齢者・介護部会所管	
② 『第9期芽室町高齢者保健福祉計画』策定	
③ 『第9期芽室町介護保険事業計画』策定	4
保健・医療部会所管	
④ 『第5期芽室町健康づくり計画』策定	6
地域福祉部会所管	
⑤ 『第5期芽室町地域福祉計画』進行管理	8
障害者部会所管	
⑥ 『第7期芽室町障がい者福祉計画』策定	
⑦ 『第3期芽室町障がい児福祉計画』策定	11
子育て部会所管	
⑧ 『第2期芽室町子ども・子育て支援事業計画』進行管理	13

令和5年度芽室町総合保健医療福祉協議会及び個別部会実績

部会名	全体会議	高齢者・介護	保健・医療	地域福祉	障害者	子育て
委員数	20	8	8	8	8	8
個別計画名	総合保健医療福祉計画	高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画	健康づくり計画	地域福祉計画	障がい者福祉計画・障がい児福祉計画	子ども・子育て支援事業計画
	現在 次期	R3～R5年度 R6～R8年度	R1～R5年度 R6～R11年度	R5～R8年度 R9～R12年度	R3～R5年度 R6～R8年度	R2～R6年度 R7～R11年度
開催時期(月)	6月9日	5月17日	7月19日	3月25日	7月13日	11月27日
内容(概要)	委員委嘱・個別計画策定・諮問	8期計画進行管理	4期計画の実績及び評価報告	計画進行管理	6期計画進行管理、7期計画策定スケジュール・アンケート内容検討	計画進行管理
開催方法	全体会議	部会	部会	部会	部会	部会
開催時期(月)	2月22日	7月26日	10月30日		10月31日	
内容(概要)	個別計画原案協議・答申	9期計画基本目標審議	5期計画(素案)の協議		アンケート結果分析	
開催方法	全体会議	部会	部会		部会	
開催時期(月)		10月25日	12月13日		12月11日	
内容(概要)		9期計画原案協議	5期計画原案の協議		7期計画等素案協議	
開催方法		部会	部会		部会	
開催時期(月)		12月22日				
内容(概要)		9期計画原案協議				
開催方法		部会				
開催時期(月)		1月26日				
内容(概要)		9期計画原案修正協議				
開催方法		部会				

所管部会

全体会議にて計画を策定

計画名

第4期芽室町総合保健医療福祉計画

計画期間

令和4年度～令和8年度（4か年）

計画概要

芽室町のまちづくりの計画として最も上位に位置付けられている『第5期芽室町総合計画後期実施計画（以下：総合計画）』の将来像、基本目標、施策等との整合を図りながら、保健・医療・福祉施策の推進に関する総合的な計画。

『総合計画』の「まちづくりの基本目標」の1つである「誰もが健康で自分らしく笑顔で暮らせるまちづくり」を基本理念とし、町民一人ひとりが住み慣れたまちで生涯を通じて健やかに暮らせるよう、ライフステージの視点と関係施策の総合化により、より質の高いサービス提供を目指している。

また、本計画は計画期間の異なる保健福祉分野の5つの個別計画間の連携・施策の継続性を目指すものであることから、各分野の現状と課題を踏まえた個別計画の指針となるもの。

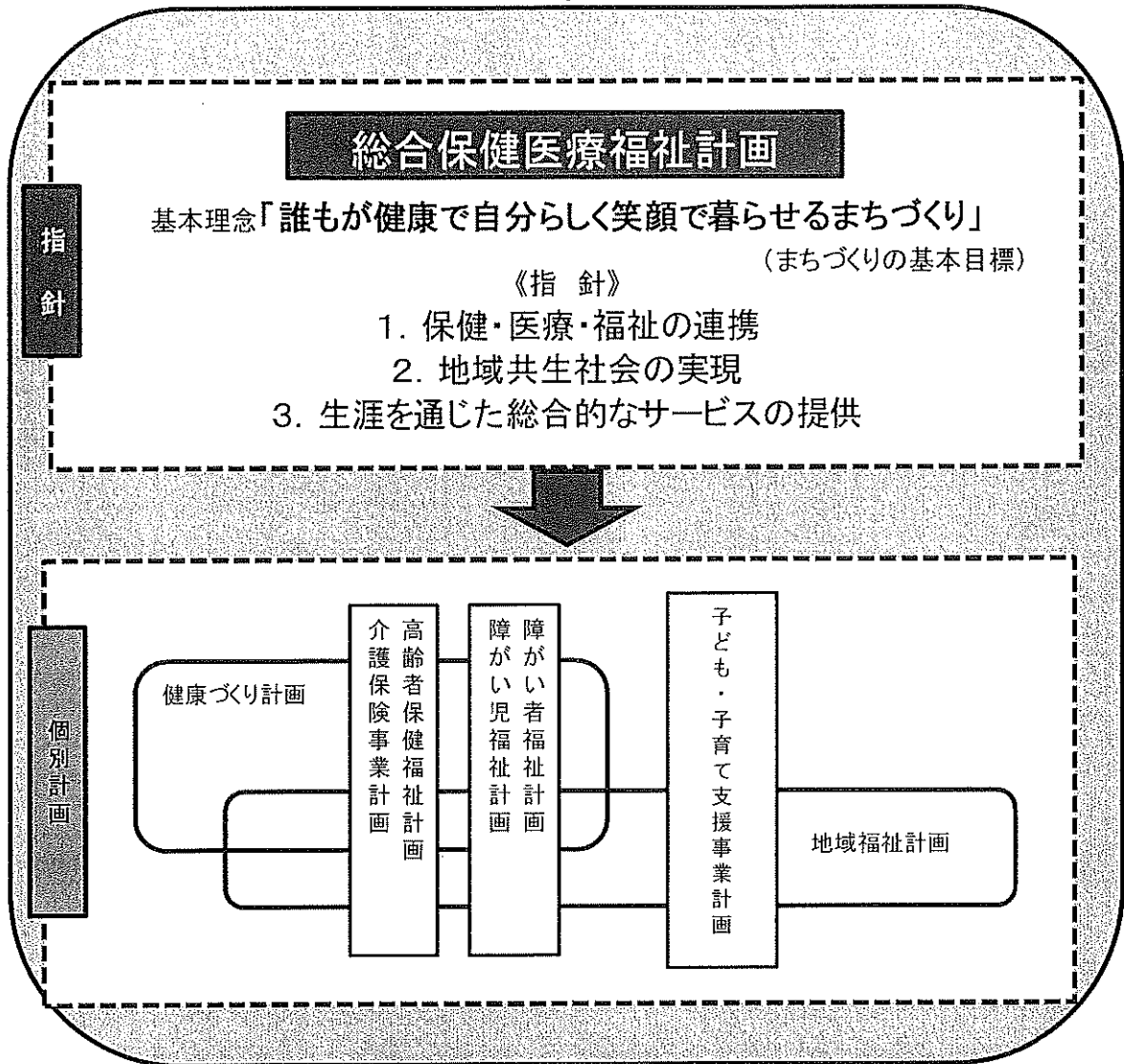
進行管理報告

本計画は、5つの個別計画の指針となる計画であり、定期的な進行管理を行わず、他個別計画との関連において、必要に応じた見直しを行う。

全体会議開催状況

- 第1回 令和5年6月9日（金）18:30～19:05
委員の委嘱、計画の概要・進行管理報告、各部会の経過確認、第4期計画、第5期地域福祉計画策定の諮問
- 第2回 令和6年2月22日（木）18:30～19:08
第9期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（案）、第5期健康づくり計画（案）、第7期障がい者福祉計画・第3期障がい児福祉計画（案）の協議結果を町へ答申

第5期芽室町総合計画



所管部会

高齢者・介護部会（家内典夫部会長）

計画名

第9期芽室町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画

計画期間

令和6年度～令和8年度（3か年）

計画概要

老人福祉法第20条の8規定による「市町村老人福祉計画」と介護保険法第117条規定による「市町村介護保険事業計画」を第5期芽室町総合計画等の関連計画と整合性を保ちながら一体のものとして策定。

「高齢者が慣れ親しんだ地域で暮らすために、お互いに支え合う地域共生社会の実現」を基本理念とし、芽室町総合保健医療福祉計画の個別計画として位置づけられるもの。

少子高齢化の進行を踏まえ、本町の地域包括ケアシステムを深化・推進するため、芽室町が今後取り組む高齢者の保健福祉施策の概要を明らかにし、併せて、介護保険事業の効果的な運営を計画的に実現することを目的としている。

策定のポイント

本計画は、進展する少子高齢化に伴う人口減少を背景に、支援が必要となる85歳以上人口がピークを迎える令和20年を展望して、本町地域包括ケアシステムを深化・推進するため、実効性の高い高齢者保健福祉施策、持続可能な介護保険制度を実現するために策定した。

高齢者保健福祉計画は、老人福祉法第20条の8に基づき、主な保健福祉事業の内容や利用申込み、供給体制の確保に関し必要な事項を定めた。

介護保険事業計画は、介護保険法第117条に基づき介護給付等のサービスや地域支援事業の内容、見込み量を定めるなど、介護保険事業の安定した運営に向け、必要な事項を定めた。

部会開催状況

- | | |
|-----|--|
| 第1回 | 令和4年10月25日（火）18:20～18:55
ニーズ調査実施（対象・項目・スケジュール等）説明 |
| 第2回 | 令和5年7月26日（水）18:30～19:35
ニーズ調査結果、計画基本目標 |
| 第3回 | 令和5年10月25日（水）18:30～19:00
計画素案協議 |
| 第4回 | 令和5年12月22日（金）18:30～19:05
計画原案協議 |
| 第5回 | 令和6年1月26日（金）文書開催
計画原案（第4章 給付費と介護保険料の推計）修正協議 |

- | | |
|--|---|
| <p>第1章 計画の基本的事項</p> <p>1 計画策定の趣旨</p> <p>2 法的位置づけ</p> <p>3 計画期間および見直し時期</p> <p>4 計画の策定体制</p> <p>5 その他の計画との関連</p> <p>6 日常生活圏域の設定</p> | <p>6 介護保険認定者数と給付実績</p> <p>(1) 認定者数の推計</p> <p>(2) 芽室町と全国、全道の比較</p> |
| <p>第2章 高齢者を取り巻く状況</p> <p>1 高齢者人口の現状と将来推計</p> <p>(1) 高齢者人口</p> <p>(2) 高齢者世帯数</p> <p>(3) 平均寿命と平均余命</p> <p>(4) 高齢者の人口構成の変化</p> <p>2 介護保険認定からわかる傾向</p> <p>(1) 介護保険認定者の年齢構成</p> <p>(2) 介護保険新規申請者の認定</p> <p>(3) 介護保険新規認定者の疾患</p> <p>3 認知症の状況</p> <p>(1) 後期高齢者医療制度被保険者の認知症実人数</p> <p>(2) 後期高齢者医療制度被保険者の認知症実人数将来推計</p> <p>(3) 認知症に関する施策の推進</p> <p>4 高齢者の生活実態</p> <p>(1) 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査</p> <p>(2) 80～84歳訪問での聞き取り調査</p> <p>(3) 在宅介護実態調査</p> <p>5 第8期計画の評価</p> <p>(1) 基本目標1 社会とのつながりが可能な心身の健康の維持</p> <p>(2) 基本目標2 何らかの支援が必要になっても今の住まいで暮らせる</p> <p>(3) 基本目標3 重度化防止、自立支援に向けた介護基盤整備</p> | <p>7 高齢者を取り巻く状況のまとめ</p> <p>(1) 人口</p> <p>(2) 介護保険認定からわかる傾向</p> <p>(3) 高齢者の生活実態</p> <p>(4) 介護保険サービスについて</p> <p>第3章 基本目標と施策体系</p> <p>1 基本理念</p> <p>2 基本目標</p> <p>3 施策体系</p> <p>4 各事業の概要と目標</p> <p>第4章 給付費と介護保険料の推計</p> <p>1 介護サービス量の見込み</p> <p>2 第1号被保険者の保険料</p> <p>3 低所得者への配慮</p> <p>添付</p> <p>1 策定経過</p> <p>2 計画の諮問ならびに答申</p> |

所管部会

保健・医療部会〔村上哲也部会長〕

計画名

第5期芽室町健康づくり計画

計画期間

令和6年度～令和11年度（6か年）

計画概要

健康増進法第8条に基づく市町村健康増進計画、自殺対策基本法第13条に基づく市町村自殺対策計画として策定。

第5期芽室町総合計画の基本目標「誰もが健康で自分らしく笑顔で暮らせるまちづくり」を基本理念とする。

対象は40歳から64歳の壮年期を中心とした町民とする。

ライフステージに応じた健康づくりやこころの健康づくりを行っていけるよう、町民自らが健康づくりに取り組み、健康寿命の延伸を目標に計画を推進。

策定のポイント

- 1 町民自らが健康づくりに取り組み、健康寿命の延伸を目標に計画を推進する。
- 2 基本理念に基づき、芽室町の現状及び健康課題を踏まえ、8分野の課題に取り組む。
- 3 自殺総合対策大綱の基本理念を踏まえ、「健康づくりを総合的に行う」視点から、自殺対策計画を盛り込む。
- 4 「芽室町地域福祉計画」「芽室町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」「芽室町食育推進計画」「芽室町データヘルス計画」等と十分な整合性を図る。

部会開催状況

- 第1回 令和5年7月19日（水）18:30～19:30
「第4期計画の進捗状況、第5期計画の策定ポイント」
- 第2回 令和5年10月30日（月）18:30～19:35
「第5期計画（素案）」の協議
- 第3回 令和5年12月13日（水）18:25～18:45
「第5期計画（原案）」の協議

計画の基本的な考え方

1 基本理念

第5期芽室町総合計画の基本目標「誰もが健康で自分らしく笑顔で暮らせるまちづくり」を基本理念とし、家庭・地域・職場・関係機関・行政が連携し計画を推進していきます。

2 政策

3-1 いつまでも健康で安心して暮らせる保健医療環境づくり

3-1-1 生涯を通じた健康づくり

【目標達成のための8分野と主な事務事業】

町民自らが健康づくりに取り組み、健康寿命（健康で元気に生活する期間）の延伸を目標に計画を推進します。

芽室町の現状及び健康課題を踏まえ、目標達成のために、健康的な生活習慣の確立に向けて課題を8つの分野に分けて取り組みます。

1 栄養・食生活 成人食生活改善事業、生活習慣改善教室開催事業

2 身体活動・運動 成人健康教育相談事業、生活習慣改善教室開催事業、健康づくり実践団体支援事務、健康ポイント制度運営事業

3 たばこ 成人健康教育相談事業

4 こころの健康 精神保健普及事業

5 歯と口腔の健康 成人歯科保健対策事業

6 が ん 各種がん検診事業、成人健康教育相談事業、健康ポイント制度運営事業

7 糖尿病・循環器疾患 健康診査推進事業、成人健康教育相談事業、生活習慣改善教室開催事業、健康ポイント制度運営事業、特定健診事業、特定保健指導事業、国保生活習慣改善指導事業

8 感染症 高齢者予防接種事業、インフルエンザ対策事業、エキノコックス症予防事業、健康診査推進事業、新型コロナウイルス対策ワクチン接種事業

所管部会

地域福祉部会〔鈴木昇部会長〕

計画名

第5期芽室町地域福祉計画

計画期間

令和4年度～令和8年度（4か年）

計画概要

社会福祉法第107条に基づく市町村地域福祉計画。
少子高齢化、核家族化、地域連帯意識の希薄化、虐待や孤立死問題など、今日的な社会情勢に起因する生活課題に対応し、地域共生型社会の実現に向けて策定したもの。
他の個別計画を横断的に内包する広範な計画であり、「目指すべき地域社会の有り様、求められる住民同士の関係性」や「それらを目指すための施策や推進の方向性」について示す、比較的概念的な計画。
「誰もが孤立せずに支え助け合う、思いやりに満ちた共生のまちづくり」を、基本理念としている。

進行管理報告

- 1 基本理念の達成のために3つの計画目標を掲げ、これに対する基本目標、基本施策を定め、基本施策ごとの具体的施策を各部署が実行した。
- 2 世帯の中で課題が複合化、複雑化しているケース、制度の狭間にあるケース、支援を必要とする人が自ら相談に行く力がなく孤立しているケースなど、高齢者支援、障がい者支援、子育て支援など窓口ごとの相談支援では対応が困難なケースを確実に支援につなげ、かつ、生活支援や就労支援などを一体的に行うことで、支援を必要としていた人自身が地域を支える側にもなりうるような包括的・重層的な支援体制づくり、重層的支援体制の構築を検討した。

部会開催状況

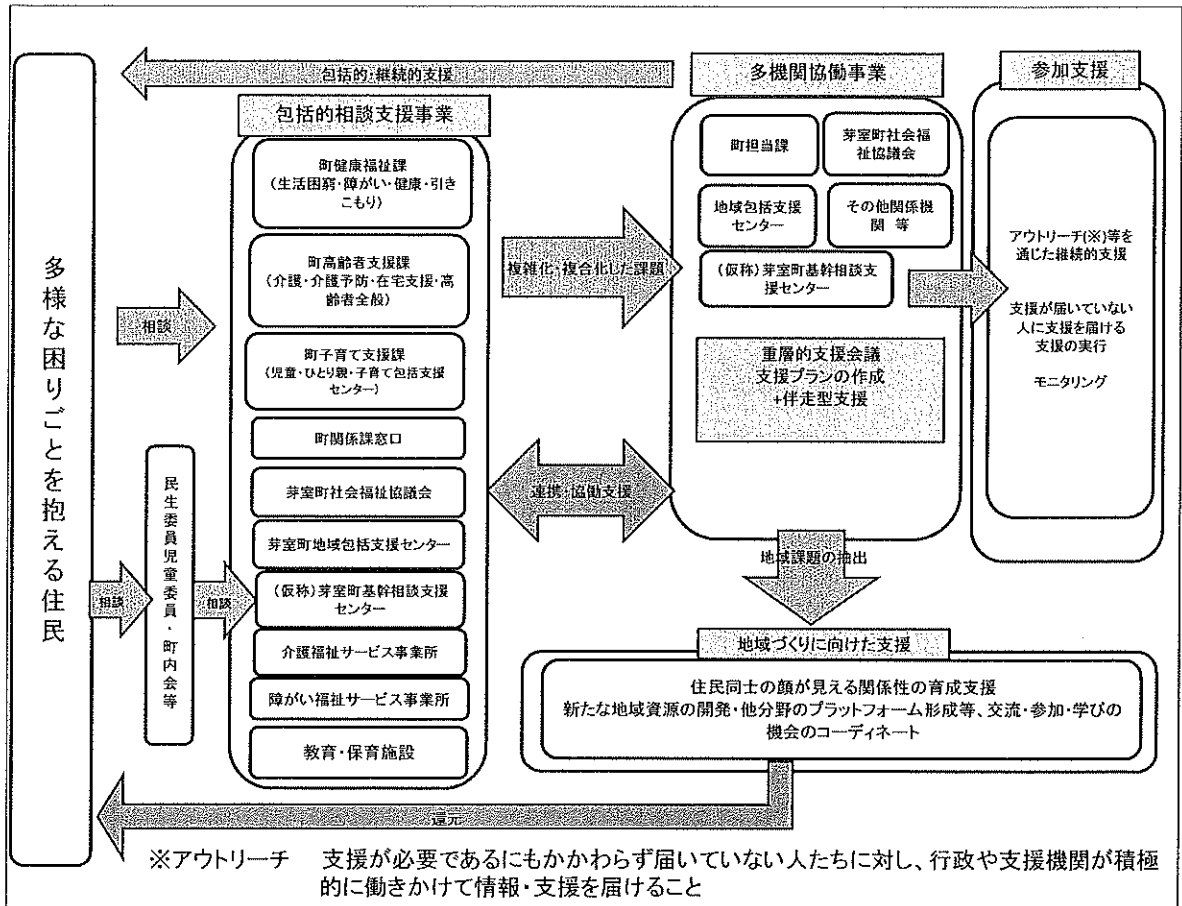
第1回 令和6年3月25日（水）18:30～19:05
第5期計画の進捗状況

第5期芽室町地域福祉計画 施策の体系

計画目標	基本目標	基本施策	具体的施策
I 住民の支え合いによる地域福祉社会の推進	1 地域住民活動のさらなる推進	(1) 地域活動の推進と地域力の向上	① 町内会・行政区活動等の推進 ② ボランティア活動の推進 ③ 老人クラブ活動の推進 ④ 高齢期の地域貢献活動の推進 ⑤ 育児支援活動の推進
		(2) 活動意識を高める仕組みづくり	① 町民公益活動支援 ② 自治振興活動に対する支援 ③ 協働のまちづくり活動支援 ④ 公共サービスパートナー制度 ⑤ 人材育成支援 ⑥ 地域担当職員制度 ⑦ 認知症サポーターの養成 ⑧ 介護予防ポイント推進事業 ⑨ ゲートボールを通じた世代間交流の推進 ⑩ イベントを通じた相互理解の促進 ⑪ 共生型施設ふれあいサロン「なごみ」の活用促進
	2 地域力を高めるネットワークの推進	(1) 地域資源をつなぐネットワークの推進	① 町民活動支援センターによるネットワーク ② ボランティアセンターによるネットワーク
II 必要な福祉サービスが適切なタイミングで利用できる体制の整備	1 身近な地域で保健・医療・福祉の相談ができる体制の整備	(1) 相談支援機能の充実	① 民生委員・児童委員による相談支援 ② 健康・栄養相談支援（生涯を通じた健康づくり） ③ 地域包括支援センターによる相談支援 ④ 相談支援事業所による相談支援 ⑤ 子育て世代包括支援センターによる相談支援 ⑥ 医療機関における相談支援 ⑦ 重層的支援体制構築の検討
		(2) 相談支援機関の周知	① 相談窓口の更なる周知
	(3) 相談支援機関の連携	① 相談機関同士の連携支援	
	(4) 訪問による相談の推進	① 訪問による相談の推進	
	2 地域で必要な福祉サービスが受けられる体制の確立	(1) 福祉サービス基盤の整備と、共生型福祉サービスの展開	① 介護保険サービス ② 障がい福祉サービス ③ 子育て支援サービス ④ 福祉人材確保対策事業の推進
		(2) 福祉ニーズを適切に把握できる体制の推進	① サービス未利用の要支援者の把握体制 ② 権利侵害・差別防止対策の推進
3 権利擁護体制の整備	(1) 権利擁護の推進	① 成年後見制度の利用促進 ② 市民後見人の育成 ③ 地域連携ネットワークの構築	
III 地域で安全・安心に生活できる環境の整備	1 地域で安全に暮らせる環境の整備	(1) 災害時要配慮者の支援	① 避難支援プラン（個別支援計画）の策定推進 ② 災害時要配慮者台帳の活用推進 ③ 福祉避難所の指定
		(2) 消費者被害の未然防止	① 消費生活相談の推進 ② 未然防止に向けたさらなる取り組み
		(3) 子どもの権利と安全対策	① 『子どもの権利に関する条例』の啓発普及 ② 子どもの安全対策の推進
	2 地域で安心して快適に暮らせる環境の整備	(1) 住環境の改善支援	① 介護保険制度による住宅改修支援 ② 身体障がい者への住宅改修支援
		(2) 交通弱者の生活交通の確保	① 地域公共交通の確保と推進 ② 福祉有償運送による介助付き移送の推進
		(3) 一人暮らし高齢者などへの支援	① 緊急通報システムの設置 ② 食事サービスの実施 ③ 除雪サービスの実施 ④ 新たな福祉ニーズへの対応
	3 地域における見守りネットワークの構築	(1) 自分で自分を守る取り組み～自助の推進	① 自助の推進
		(2) 住民相互の支え合い、温かな見守り～互助・共助の推進	① 互助の推進 ② 共助の推進 ③ 関係機関による見守り支援の推進
		(3) 行政による情報集約と安否確認～公助の推進	① 認知症高齢者等SOSネットワーク事業の実施

重層的支援体制のイメージ

高齢、障がい、児童等の各分野ごとの相談支援では対応が困難な、世帯の中で課題が複合化、複雑化しているケース、制度の狭間にあるケース、支援を必要とする人が自ら相談に行く力がなく、孤立しているケース等を確実に支援につなげ、かつ、生活支援や就労支援等を一体的に行うことで、支援を必要としていた人自身が地域を支える側にもなりうるような重層的支援体制づくりを検討します。



相談者の属性、世代、相談内容に応じて、「包括的相談支援事業」として、町担当課、関係機関で相談を受け止め、受け止めた相談のうち、複雑化、複合化した事例については「多機関協働事業」につなぎ、課題の解きほぐしや関係機関間の役割分担を図り、各支援機関が円滑な連携のもと支援できるようにします。

長期にわたり引きこもりの状態にある人等、自ら支援につなげる事が難しい人の場合には、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業により本人との関係性の構築に向けて支援します。

相談者の中で、社会との関係性が希薄化しており、参加に向けた支援が必要な人には「参加支援事業」により、本人のニーズと地域資源の間を調整します。

地域づくりに向けた支援を通じて住民同士のケア・支え合う関係性を作るほか、他事業との相乗効果で社会的孤立の発生、深刻化を防止します。

これらの事業が重なり合いながら、町全体の体制として本人に寄り添い、伴走する重層的支援体制を構築していきます。

所管部会

障害者部会〔柴田正博部会長〕

計画名

第7期芽室町障がい者福祉計画・第3期芽室町障がい児福祉計画

計画期間

令和6年度～令和8年度（3か年）

計画概要

「芽室町障がい者及び障がい児の自立支援に関する条例」（第6条）に規定される「障害者基本法」（第11条第3項）及び「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（第88条）並びに「児童福祉法」（第33条の20）に基づき、障がい者及び障がい児のための施策に関する基本的な方向及び国の定める障害福祉サービス、障害児通所支援、地域生活支援事業の提供体制の確保に関する事項を定めた。

策定のポイント

「芽室町障がい者及び障がい児の自立支援に関する条例」に掲げる4つの基本施策を推進する。

〈基本施策〉

基本施策1 早期発見及び早期支援
 専門的な支援の充実、相談支援体制の充実、地域支援の推進、特別支援教育の充実

基本施策2 就労支援
 就労支援体制の強化、福祉的就労の充実、一般就労定着支援の促進と雇用環境の整備、農福連携の拡充

基本施策3 生活支援の充実
 福祉サービスの充実、居住系サービスの充実、相談支援体制の充実、権利擁護の推進、地域での安全安心の確保、疾病の予防と早期発見、ユニバーサルデザインの推進

基本施策4 支援を広げるための施策の充実
 理解と交流の促進、町民活動等への支援

部会開催経過

第1回部会 令和5年7月13日（木）18:30～19:15
 第7期芽室町障がい者福祉計画・第3期芽室町障がい児福祉計画に係るアンケート実施について

第2回部会 令和5年10月31日（火）18:30～19:15
 障がい福祉についての意識調査について

第3回部会 令和5年12月11日（月）18:30～19:30
 第7期芽室町障がい者福祉計画・第3期芽室町障がい児福祉計画（案）について

第7期芽室町障がい者福祉計画・第3期芽室町障がい児福祉計画

計画の体系

基本目標

誰もが健康で自分らしく笑顔で暮らせるまちづくり

基本施策

施策の方向

1 早期発見及び早期支援

- (1) 専門的な支援の充実
- (2) 相談支援体制の充実
- (3) 地域支援の推進
- (4) 特別支援教育の充実

2 就労支援

- (1) 就労支援体制の強化
- (2) 福祉的就労の充実
- (3) 一般就労定着支援の促進と雇用環境の整備
- (4) 農福連携の拡充

3 生活支援の充実

- (1) 福祉サービスの充実
- (2) 居住系サービスの充実
- (3) 相談支援体制の充実
- (4) 権利擁護の推進
- (5) 地域での安全安心の確保
- (6) 疾病の予防と早期発見
- (7) ユニバーサルデザインの推進

4 支援を広げるための施策の充実

- (1) 理解と交流の促進
- (2) 町民活動等への支援

所管部会

子育て部会〔白銀孝志 部会長〕

計画名

第2期芽室町子ども・子育て支援事業計画

計画期間

令和2年度～令和6年度（5か年）

計画概要

国の「子ども・子育て関連3法」に基づき、平成27年4月から令和2年3月を第1期とした「芽室町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、「子ども・子育て支援法」で規定する「子ども・子育て支援給付」や「地域子ども・子育て支援事業」の整備・実施はもとより、本町の子ども・子育て支援を総合的、計画的に進めてきた。

「第2期芽室町子ども・子育て支援事業計画」では、「子ども・子育て支援法」と「第5期芽室町総合計画」をふまえ、「芽室町子どもの権利に関する条例」に定める4つの権利を保障し、平成25年3月に策定した3計画（「芽室町保育基本計画」、「芽室町放課後子どもプラン」、「芽室町発達支援計画」）と、「芽室町地域子育て支援拠点事業実施方針」を包括し、現状と課題、従来計画の評価、ニーズ調査等を踏まえながら、本町の総合的な子ども・子育て支援施策として、子どもや親、地域社会などさまざまな観点で反映された事業実施の基礎や目標を定めた。

進行管理報告

- 1 未就学児童数が減少する中での保育の利用率は上昇傾向にあるが、各保育施設の協力のもと受け入れ体制を維持し、待機児童ゼロの継続となった。
- 2 産後ケア事業では、令和4年度実績が前年度の2倍である162件であり、理由としては、令和4年度は、乳児家庭全戸訪問をする助産師が産後ケアを行う体制にしたことで、産後ケアに繋がりがやすくなったと考える。
- 3 令和4年度に民間の放課後等デイサービス事業所が開設され、小学生から高校生までの支援体制が拡充された。

部会開催状況

- 第1回 令和5年11月27日 13:30～13:50
- ・第2期芽室町子ども・子育て支援事業計画進捗管理
 - ・第3期芽室町子ども・子育て支援事業計画ニーズ調査内容協議

第2期 芽室町子ども・子育て支援事業計画

第1章 計画の概要

- 1 計画の策定にあたって
 - (1) 計画の背景と目的
 - (2) 計画策定の経過
 - (3) 計画の位置づけ
 - (4) 支援計画の期間

第2章 芽室町の子どもと子育て家庭を取り巻く環境

- 1 人口
 - (1) 人口の推移
 - (2) 出生数の推移
 - (3) 合計特殊出生率の推移
 - (4) 世帯数及び1世帯当たりの人口の推移
- 2 幼稚園・保育所
 - (1) 幼稚園
 - (2) 保育所(園)
 - (3) 教育・保育施設の利用割合(未就学児)
- 3 放課後児童健全育成事業・児童厚生施設
 - (1) 放課後児童クラブ
 - (2) 児童館

第3章 芽室町の子ども・子育て支援施策の展開

- 1 子ども・子育て支援事業の骨組み
- 2 新制度の事業体系
 - (1) 子どものための教育・保育給付
 - (2) 子育てのための施設等利用給付
 - (3) 地域子ども・子育て支援事業
 - (4) 保育の必要性の認定
- 3 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の推計
 - (1) 推計の手順
- 4 教育・保育の区域設定
 - (1) 区域設定の基本的な考え方
 - (2) 施設・事業別区域設定一覧
- 5 教育・保育事業の実施計画
 - (1) 教育認定
 - (2) 保育認定
- 6 地域子ども・子育て支援事業の実施計画
 - (1) 利用者支援事業
 - (2) 延長保育事業
 - (3) 実費徴収に係る補足給付事業
 - (4) 多様な主体の新制度への参入促進事業
 - (5) 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)
 - (6) 子育て短期支援事業
 - (7) 乳児家庭全戸訪問事業

- (8) -1 養育支援事業
 - (8) -2 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業
 - (9) 妊婦健康診査
 - (10) 地域子育て支援拠点事業
 - (11) -1 一時預かり事業(幼稚園I)
 - (11) -2 一時預かり事業(一般型)
 - (12) 病児・病後児保育事業
 - (13) ファミリーサポートセンター事業
- 7 教育・保育等の円滑な利用及び質の向上に係る取組
 - (1) 認定こども園・幼稚園・保育所・小学校等との円滑な接続の推進
 - (2) 幼稚園教諭・保育士に対する研修の充実等による資質向上

第4章 芽室町子育て世代包括支援センター

- 1 子育て世代包括支援センターの背景
- 2 事業の現状
 - (1) 地域子育て支援拠点事業
 - (2) 利用者支援事業(基本型)
 - (3) 利用者支援事業(母子保健型)
- 3 課題と今後の展開
 - (1) 地域子育て拠点事業及び利用者支援事業(基本型)
 - (2) 利用者支援事業(母子保健型)
 - (3) 関係機関との連携

第5章 芽室町放課後子どもプラン

- 1 プラン策定の背景及び位置づけ
- 2 プランが目指すもの
- 3 プランの概要
- 4 町内小学校の現状と将来推計
- 5 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の現状と将来推計
 - (1) 放課後児童クラブの現状
 - (2) 入所児童数の推移
 - (3) ニーズ調査による利用意向と実績に基づく将来推計
- 6 児童厚生施設(児童館)事業の現状と今後の取り組み
 - (1) 児童館の現状
 - (2) 児童館の今後の取り組み
 - (3) 地域における子育て支援の拠点としての取り組み
 - (4) 放課後の第3の居場所及び地域活動団体による取り組み

第2期 芽室町子ども・子育て支援事業計画

7 放課後子ども教室事業の実施と発展的展開

- (1) 全児童対策の経過と今後の取り組み
- (2) 児童館における放課後子ども教室実施の具体的な方策
- (3) 放課後子ども教室の基本的方針と具体的な方策
- (4) 連携による事業の推進体制

8 放課後児童クラブの継続実施

- (1) 放課後児童クラブの基本的方針
- (2) 施設・受け皿の確保
- (3) 職員の配置・質の確保
- (4) 開所時間の延長に係る取り組み
- (5) 利用者・地域住民への事業内容周知

9 特別な配慮が必要な児童への対応

- (1) 療育の視点での取り組み
- (2) 虐待予防・早期発見の視点での取り組み

10 放課後の安全・安心な居場所の確保

第6章 芽室町発達支援システム

1 発達支援施策の背景

2 「芽室町発達支援システム」とは

3 計画の概要

- (1) 発達支援施策のイメージ
- (2) 重点とするもの

4 カテゴリ別における施策内容

- (1) 早期発見
- (2) 一貫性と継続性のある支援の構築
- (3) 保護者支援
- (4) 特別支援教育
- (5) 就労に向けた支援
- (6) その他の取り組み

第7章 関連施策の展開

1 児童虐待防止対策の充実

- (1) 要保護児童対策協議会を中核とした連携体制
- (2) 要保護児童対策地域協議会調整機関担当職員の専門性強化
- (3) 虐待発生予防の強化
- (4) 市区町村子ども家庭総合支援拠点の設置

2 子どもの権利委員会の推進

- (1) 子どもの権利委員会
- (2) 「子どもの権利」についての啓発活動

3 ひとり親家庭等の自立支援の推進

- (1) ひとり親家庭等の相談支援
- (2) ひとり親家庭への医療費助成の実施
- (3) ひとり親家庭等への保育料軽減

4 子育て世帯の経済負担の軽減・子どもの貧困対策

- (1) 子ども医療費給付事業の助成
- (2) 第3の子どもの居場所づくり(風のよめむろ)の推進

5 保育環境の充実

- (1) 保育ニーズの多様化と保育の確保
- (2) 待機児童ゼロの継続と保育サービスの充実
- (3) 健康の推進
- (4) 障がい児保育の実施
- (5) 十勝定住自立圏における広域入所の機能強化

(6) 食育の推進

- (7) 危機管理体制の強化
- (8) 小学校との連携推進

6 仕事と子育ての両立支援

- (1) 仕事と子育ての両立のための基盤整備
- (2) 父親の子育て参加意識の向上
- (3) 仕事と子育ての両立に配慮した職場環境へ
- (4) 子育て世帯の移住・定住の促進

芽室町総合保健医療福祉協議会 関連計画一覧表 資料2

計 画 名	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
芽室町総合計画	平成20年度～平成30年度												
総合保健医療福祉計画	平成26年度～平成30年度												
高齢者保健福祉計画 介護保険事業計画	平成27年度	平成27年度～平成29年度		平成30年度	平成30年度～令和2年度		令和3年度	令和3年度～令和5年度		令和6年度	令和6年度～令和8年度		
健康づくり計画	平成25年度～平成30年度												
地域福祉計画	平成25年度～平成30年度												
障がい者福祉計画	平成27年度	平成27年度～平成29年度		平成30年度	平成30年度～令和2年度		令和3年度	令和3年度～令和5年度		令和6年度	令和6年度～令和8年度		
障がい児福祉計画 (平成30年度から)	平成27年度	平成27年度～平成29年度		平成30年度	平成30年度～令和2年度		令和3年度	令和3年度～令和5年度		令和6年度	令和6年度～令和8年度		
子ども子育て支援 事業計画	平成27年度～令和元年度												
発達支援計画	平成25年度～平成30年度												
放課後子どもプラン	平成25年度～平成30年度												
保育基本計画	平成25年度～平成30年度												

※セルを塗りつぶした計画は、令和5年度に策定する計画。

令和6年度芽室町総合保健医療福祉協議会及び個別部会予定

部会名	全体会議	高齢者・介護	保健・医療	地域福祉	障害者	子育て
委員数	20	8	8	8	8	8
個別計画名	総合保健医療福祉計画	高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画	健康づくり計画	地域福祉計画	障がい者福祉計画・障がい児福祉計画	子ども・子育て支援事業計画
	現在	R6～R8年度	R6～R11年度	R5～R8年度	R6～R8年度	R2～R6年度
開催時期(月)	5月	5月	3月	3月	3月	6月
1	委員委嘱・個別計画策定	計画進行管理	計画進行管理	計画進行管理	計画進行管理	進行管理、二一ズ調査報告
開催方法	全体会議	部会	部会	部会	部会	部会
開催時期(月)	2月					11月
2	個別計画原案諮問・答申					次期計画素案協議
開催方法	全体会議					部会
開催時期(月)						12月
3						次期計画素案協議
開催方法						部会
開催時期(月)						2月
4						パブコメ意見反映
開催方法						部会

○芽室町総合保健医療福祉協議会条例

平成21年3月30日条例第19号

改正

令和2年12月1日条例第35号

芽室町総合保健医療福祉協議会条例

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、芽室町総合保健医療福祉協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 芽室町総合保健医療福祉計画に関すること。
- (2) 保健、医療及び福祉等に関する各個別計画に関すること。
- (3) 関係機関、団体との連携に関すること。
- (4) 総合的な保健・医療・福祉施策の推進に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 保健、医療、福祉、介護及び教育関係者
- (2) 関係機関、団体の代表者
- (3) 町民
- (4) 学識経験者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(特別委員)

第5条 協議会は、特別の事項を調査・協議させるため必要があるときは、特別委員を置くことができる。

2 特別委員は、第3条第2項各号に掲げる者の中から町長が委嘱する。

3 特別委員は、当該特別の事項に関する調査・協議に参加し、当該調査・協議が終了するまでの間在任する。

(会長及び副会長)

第6条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 協議会は、会長が招集する。

(部会の設置)

第8条 協議会に保健、医療、福祉等に関する各個別計画の策定、見直しのため、必要に応じて部会を設置することができる。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、健康福祉課において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

(芽室町介護保険運営等協議会条例の廃止)

- 2 芽室町介護保険運営等協議会条例（平成16年条例第21号）は、廃止する。

附 則（令和2年12月1日条例第35号）

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

○芽室町総合保健医療福祉協議会条例施行規則

平成21年12月29日規則第38号

改正

平成25年9月9日規則第36号

平成28年2月29日規則第13号

平成28年3月22日規則第15号

芽室町総合保健医療福祉協議会条例施行規則

(目的)

第1条 この規則は、芽室町総合保健医療福祉協議会条例（平成21年条例第19号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(部会の設置)

第2条 条例第8条の規定に基づき、芽室町総合保健医療福祉協議会に次の部会を置く。

- (1) 高齢者・介護部会
- (2) 保健・医療部会
- (3) 地域福祉部会
- (4) 障害者部会
- (5) 子育て部会

(所掌事項)

第3条 前条の部会は、次の事項を所掌する。

- (1) 高齢者・介護部会

ア 高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の策定に関すること。

イ アの計画の推進に関すること。

ウ 介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく地域密着型サービスに関すること。

エ 芽室町地域包括支援センター規則（平成19年規則第4号）に基づく地域包括支援センターに関すること。

オ 認知症初期集中支援チーム検討委員会に関すること。

カ その他部会の運営に必要な事項

- (2) 保健・医療部会

ア 健康づくり計画の策定に関すること。

イ アの計画の推進に関すること。

- ウ その他部会の運営に必要な事項
- (3) 地域福祉部会
 - ア 地域福祉計画の策定に関すること。
 - イ アの計画の推進に関すること。
 - ウ その他部会の運営に必要な事項
- (4) 障害者部会
 - ア 障がい者福祉計画の策定に関すること。
 - イ アの計画の推進に関すること。
 - ウ その他部会の運営に必要な事項
- (5) 子育て部会
 - ア 発達支援計画、子ども・子育て支援事業計画、放課後子どもプラン及び保育基本計画の策定に関すること。
 - イ アの計画の推進に関すること。
 - ウ その他部会の運営に必要な事項

(組織)

第4条 部会は、条例第3条に規定する委員及び条例第5条に規定する特別委員をもって組織する。

2 前項の規定にかかわらず、必要に応じて各分野に係る者の出席を求めることができる。

3 部会長は、部会員の互選により選出する。

(会議)

第5条 部会は、必要の都度部会長が招集する。

2 部会長は、会議の議長となり、会務を総理する。

(庶務)

第6条 部会の庶務は、部会を所掌する課において処理する。

(その他)

第7条 この規則に定めるもののほか、部会の運営に必要な事項は、部会長が部会に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成25年9月9日規則第36号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年 2月29日規則第13号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年 3月22日規則第15号）

この規則は、平成28年 4月 1日から施行する。

